

競争入札の心得

富田林市

(目的)

第1条 富田林市(以下「本市」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)を行う場合(電子入札システムを用いて行う場合を除く。)における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、富田林市財務規則(昭和39年富田林市規則第16号。以下「規則」という。)その他法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、令第167条の6の公告において指定した期日までに、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、入札予定額(消費税及び地方消費税を含む。)の、100分の5以上の入札保証金(銀行の支払保証小切手を含む。以下同じ。)を本市に納入しなければならない。

2 入札参加者は、第4項の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にこれを還付する。

4 第1項の規定にかかわらず、入札保証金は、規則第94条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者は契約を締結しないときは、違約金として入札書記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5に相当する額を本市に納めなければならない。

(入札等)

第4条 入札参加者は、図面、仕様書、金額を記載していない設計書、契約約款及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において図面、仕様書、金額を記載していない設計書、契約約款等に疑義あるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、告示、公示又は通知書に示した時刻に所定の場所に出向き、入札書を入札箱に投入しなければならない。ただし、投入後は当該入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者及び未成年者を代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第4条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札参加資格等)

第4条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 第2条に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

(2) 指名競争入札において、当該入札にかかる指名を受けていない者

(3) 当該入札当日において実施された建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の区分毎の入札において先に落札した者又は落札候補者となった者

(4) 入札開始時刻までに富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱(平成22年富田林市要綱第71号)第6条各号のいずれかに該当する者その他当該入札に参加する資格を失った者

(指名競争入札の辞退)

第4条の4 指名競争入札の指名を受けた者は、当該入札が終了するまで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に参加することができない。

2 前項による入札の辞退をするときは、入札前にあつては、入札辞退届を契約担当者に提出するものとし、入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行すること

ができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は当該入札を取りやめることがある。

- 2 天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は当該入札を取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札要項を提出しない者のした入札
- (4) 所定の入札保証金を納入しない者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不明瞭な入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 同一の入札について同一人が2通以上した入札
- (11) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (12) 入札に際して必要書類の提出をしない者の入札
- (13) 内訳書の提出が必要な場合において、提出された内訳書に記載された額と異なる金額で行った入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定は、開札後に入札参加資格の審査を行う必要がある場合において準用する。この場合において、前項の規定中「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替える。

- 3 前項の規定により落札候補者が決定したときの審査方法その他落札者の決定については、富田林市電子入札実施要綱(平成22年富田林市要綱第72号)第7条の規定による。

(最高限度価格を超え、または、最低制限価格を下回る入札)

第8条 最高限度価格を超える入札をした者及び最低制限価格を下回る入札をした者は、当該入札を失格とする。

- 2 前項の最高限度価格は、予定価格を公表しない場合にあつては、
設計金額が20,000千円以上 予定価格の1.5倍以上の額
設計金額が20,000千円未満 予定価格の2倍以上の額とし、予定価格を公表する場合は、予定価格の額とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、落札者がいない場合には直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札回数は原則として1回を限度とする。

- 2 前項の場合において、予定価格を事前に公表した場合は、再度入札は行わないものとし、最低入札業者との話し合いは行わない。

- 3 第6条の規定により入札が無効となった者又は第8条第1項により失格となった者は、再度入札をすることができない。

- 4 第1項の再度入札において、提示した前回の入札最低金額を超える入札をした者は、当該入札を失格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(業者指名又は入札後若しくは契約後の入札又は契約の取りやめ、保留)

第11条 業者指名後、入札日当日の入札時間までに次の各号のいずれかに該当する場合は、本市は、当該入札にかかる業者指名を取り消し、入札に参加させないものとし、すでに配布した資料については速やかに本市に返還するものとする。

- (1) 業種・地域・本店支店を問わず富田林市入札等参加停止要綱に基づく参加停止要件が発生し、または参加停止措置を受けた場合
- (2) 建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止処分(業種・地域・本店支店を問わず)を受けた場合。
- (3) 建設業法第29条の規定による許可の取消し処分(業種を問わず)を受けた場合

- (4) 当該契約の適正な履行がなされないと、本市が認めた場合
- (5) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合
- 2 入札により業者決定後、契約までの間に前項各号のいずれかに該当する場合は、本市は、契約を締結しないものとする。
- 3 仮契約期間中に、第1項各号のいずれかに該当する場合は、本市は、当該仮契約を解除する。
- 4 契約期間中に、第1項各号のいずれかに該当する場合は、本市は、当該契約を解除することができる。
- 5 前項までのいずれかに該当し、指名の取り消し並びに契約及び仮契約の不締結及び解除をしても、本市は、一切その責めを負わないものとする。
- 6 第1項の規定により指名を取り消された場合において、取り消しを受けない者が2に満たなくなった場合は、当該入札を取りやめる。
- 7 前項までに定めるもののほか、入札し、落札者が決定した以後であっても、入札額が集中したり、不自然な状況にある場合等入札の内容に疑義がある場合は、契約を保留し、事情を聴取することができ、相当の理由がある場合は、理由を付して契約を取りやめることができる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合においては、契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金（銀行の支払保証小切手を含む。）を本市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約保証金の納付を免除された理由が、本市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは当該履行保証保険に係る保険証券を、公共工事履行保証証券による保証を付したときは当該保証証券を、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社による保証を付したときは当該保証証券を、銀行等金融機関の保証を付したときは当該保証証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 落札者は、前項の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。
- 4 契約保証金は、当該契約の履行の確認をした後において、還付するものとする。

(入札保証金等の振替)

第13条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は、入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書の案に記名押印又は双方の電子署名を付与し、契約担当者の定める日に、これを提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、金額を記載していない設計書、契約書の案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

- 附 則 本心得は、平成12年9月1日より施行する。
- 附 則 本心得は、平成15年4月1日より施行する。
- 附 則 本心得は、平成27年4月1日より施行する。
- 附 則 本心得は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 本心得は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 本心得は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則 本心得は、令和5年10月1日から施行する。